

12月定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月17日（火）午前10時～10時40分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、縄田 加奈江、
正司 浩幸、磯部 恵子、河村 守浩、大草 知子、
関谷 利彦、原野 英雄、野村 文雄、富永 茂巳、
阿部 利男、岡田 保子、壹岐 浩二
・・・（17人）
4. 欠席委員 村田 信男・・・（1人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 許可取消申請について
議案第6号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について

第3 報告事項
報告第1号 農地使用目的変更届について
報告第2号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について
報告第3号 農地所有適格法人報告書について
6. 事務局 藤原局長、石川局長補佐、高瀬係長

議 長： 定刻となりましたので、12月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は17人です。
欠席は1名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。
本日の議事は、議案第1号から第7号までの付議事項21件及び報告事項3件となります。
以上で報告を終わります。

議 長： 本日の委員18人中17人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
厚東地区の関谷委員、旧市地区の内山委員をお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは、これより議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの東岐波地区の議案、35番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 東岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区よろしいですか。

正司委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、35番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は3ページの西岐波地区の議案、36番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 西岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 西岐波地区よろしいですか。

磯部委員： はい。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、36番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は5ページの楠地区の議案、37番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、関連して報告第2号の5、6があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

議 長： 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 楠地区よろしいですか。

阿部委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。楠地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、37番は、許可します。
次に、議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は7ページの旧市地区の議案、12番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、関連して議案第3号5条申請の121番があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

議 長： 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか。

内山委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、12番は、許可します。
次に、議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は9ページから14ページまでの東岐波地区の議案、115番から117番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、116番、117番は転用目的が太陽光発電設備となっていますが、近隣住民および自治会長からの了承を得ており、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議 長： 東岐波地区の3件について、質問、意見等ありますか。

縄田委員： はい。議案書の13ページに記載されています近隣所有者等への説明状況で、「2件郵送での資料説明を行ったが、1件については返答なし」とありますが、返答なしはOKなのですか。

議 長： 事務局、どういう状況ですか。

事務局： 該当者には何度か郵送し、ご兄弟の方にご自宅を尋ねてもらったのですが、行く先が不明で連絡が取れない状況とのことでしたので、やむを得ないと判断し、今回議案として提案させていただきました。以上です。

議 長： はい。よろしいですか。

縄田委員： はい。ありがとうございます。

議 長： 今後このようなケースには書類として残しておいてください。将来揉める可能性があると思われますので。そして出来れば業者さんに対しては書留等で送ってもらって、返送記録などの証拠書類を添付するようにもらわないと、業者の方がずるずると行く可能性があるので、その辺の所は厳しくやっていきたいと思えます。

大草委員： はい。今会長が書留かなんか。と言われましたが、きっちり配達証明の提出を求める方が良いと思えます。この方が法的に良いと思えます。

議 長： 今後、業者には証拠書類の提出をもとめていきたいと思えます。まあ自治会長がOKを出されているので大きな問題は無いかとは思いますが、連絡が取れなかった状況の書類の提出を求め、それらを判断することになると思えます。

東岐波地区よろしいですか。

正司委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、115番から117番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は15ページの西岐波地区の議案、118番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、転用目的が太陽光発電設備となっておりますが、近隣住民4件および自治会長、水利組合長からの了承を得ており、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議 長： 西岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 西岐波地区よろしいですか。

磯部委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、118番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は17ページから22ページまでの旧市地区の議案、119番から121番について説明します。3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、121番については、先に説明しました議案第2号12番の関連議案です。以上です。

議 長： 旧市地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか。

江本委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、119番から121番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は23ページの厚南地区の議案、122番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 厚南地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚南地区よろしいですか。

縄田委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 : 全員賛成ですので、122番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局 : 議案書は25ページから32ページまでの厚東地区の議案、123番から126番まで4件あります。本件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、124番、125番は、転用目的が太陽光発電設備となっておりますが、隣接地所有者、近隣住民および自治会長、水利組合長からの了承を得ており、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議 長 : 厚東地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長 : 厚東地区よろしいですか。

河村委員 : はい。問題ありません。

議 長 : 採決に入ります。厚東地区の4件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 : 全員賛成ですので、123番から126番までは、許可します。
次に、議案第4号、非農地証明申請について、一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局 : 議案書は33ページ、35ページの議案、67番、68番について説明します。訂正表にありますとおり、67番の所在地に修正があります。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。以上です。

議 長 : 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長 : 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 : 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第5号、許可取消申請について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局 : 議案書は37ページの議案、3番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。太陽光発電設備設置を目的に許可を受けたものの、施工の際に隣接者から反対され、協議を重ねたものの同意を得られなかったことから許可取消申請書が提出されたものです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

大草委員： はい。同意を得られなかったとは、どういう理由があったのですか。

事務局： 詳細はわかりませんが、申請当時には了承を得たものの、実際工事に入る時になって隣接地所有者から「やはり嫌だ。」と言われ、同意が得られなかったので、事業実施を断念することとしたとのこと。以上です。

議 長： よくある事。特に電柱をたてる時とか。工事方法等について業者間の指揮命令系統が末端まで届いていないことがあるようです。

こういう問題はこれからも起きるだろうと思います。この事案は去年の申請ですが、11月から宇部市農業委員会の太陽光要領を施行しているので、要領の内容を知った近隣住民等が反対する方向になり得るかもしれないと思います。

大草委員： 今回の要領を基に、質問のある人にはしっかり対応しお互いのコミュニケーションを大事にして、話し合いをきっちりやっていくことが大事だと思います。

議 長： やっぱり市の職員だけでこれを規制するという事は難しいので、皆様、農業委員のお力に頼るしかない。それとやっぱりコミュニケーションですね。自治会長にもご協力いただきながら、隣地の人の承認がある程度もらわないとやってはいけないと思うんですね。

それと暗渠排水にもご注意いただきたい。田を見に行っても排水口がどこにあるかわからない場合が多い。昭和50年位には田んぼに殆ど暗渠排水が架かっていますし、基盤整備をやった所は絶対に暗渠排水を布設していますから、基盤整備をした所には、太陽光発電を設置して欲しくないなあと考えています。

ですから、皆様、現地確認の時には、排水が潰れると周辺農地に影響があるということに注意しながら行っていただきたいと思います。

採決に入ります。本件について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件について承認することとします。

次に、議案第6号、農用地利用集積計画(案)の審査について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は39ページから51ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。東岐波、厚南、厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉の委員さん、よろしいでしょうか。

(該当地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり決定します。
次に、議案第7号、農用地利用集積等促進計画(案)について、上程します。
54ページの78番から95番において、委員に関する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、原野英雄委員の退席を求め、まずは78番から95番について審査します。

(原野委員退出10:23)

事務局、78番から95番の説明をお願いします。

事務局： 議案書は、54ページです。
該当農地の貸付先への配分について意見を求められております。これは、議案第6号にて、中間管理機構である、やまぐち農林振興公社に管理権が設定されており、中間管理機構が管理権を有する農地について、権利設定を行う場合は農業委員会の意見を聞くこととされていることに伴うものです。なお、関連して報告第2号の2から4があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 二俣瀬地区よろしいですか。

職務代理： はい。

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、「意見なし」として回答することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。
原野委員、席にお戻りください。

(原野委員入室10:25)

つづいて、議案第7号、農用地利用集積等促進計画(案)について、
54ページの78番から95番以外の審査を行います。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、52ページから54ページまでです。
該当農地の貸付先への配分について意見を求められております。これは、議案第6号にて、中間管理機構である、やまぐち農林振興公社に管理権が設定されており、中間管理機構が管理権を有する農地について、権利設定を行う場合は農業委員会の意見を聞くこととされていることに伴うものです。なお、54ページの77番は●●●●●●●●●●に権利設定された部分を●●●●●●●●●●に再設定するものです

が、中間管理機構が管理権を有する農地であるため促進計画のみとなります。また、77番に関連して報告第2号の1があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 東岐波、二俣瀬の委員さん、よろしいでしょうか。

(東岐波、二俣瀬地区委員異議なし)

分かりました。それでは採決します。
本件について、「意見なし」として回答することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。
付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は3件あります。順に説明いたします。
報告第1号、議案書は55ページです。厚南地区に所在する農地所有者から、田を畑とする旨の届出に伴う報告です。
報告第2号、議案書は57ページから67ページです。57ページから63ページは先に説明しました議案第7号に関連し、64ページから67ページは議案1号3条申請の37番に関連する農地の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。
報告第3号、議案書は68ページ、69ページです。市内に事業所を有する農地所有適格法人1社から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。
以上です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程等について連絡)

議 長： すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、12月定例総会を閉会します。

(終了時間 10:40)